

第五次柏崎市障がい者計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

柏崎市第6期障がい福祉計画 柏崎市第2期障がい児福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



柏崎市

計画策定に当たって

計画策定の趣旨

本市では、「第四次柏崎市障害者計画・柏崎市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、障がいの有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らしを営めるまちづくりを目指し、令和3（2021）年度を初年度とする「第五次柏崎市障がい者計画・柏崎市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画であり、厚生労働省が定める基本指針に即して、障がい福祉サービスや障がい児支援等の提供体制の確保に関わる目標やサービス種類ごとの必要な見込量を定める計画として位置づけています。

計画の期間

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
第四次柏崎市障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第五次柏崎市障がい者計画					
			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画					

計画の基本的な考え方

基本理念

柏崎市第五次総合計画では、健康・福祉分野の基本方針「『健やかさ』をつなぐまちをめざして」の下に、施策の方針として「誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる」、主要施策として「障がいがあっても、自分らしく暮らしを営める環境を充実させる」を掲げ、計画を推進しています。

本計画では、「柏崎市第五次総合計画」及び「第三次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の基本的な指針に基づき、次のとおり第五次柏崎市障がい者計画の基本理念を定めます。

互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎



基本方針

基本方針1	お互いが支え合う地域共生社会の推進
	社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていく必要があります。
基本方針2	地域生活における生活支援体制の充実
	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。身近な場所で気軽に相談できる体制の充実と障がい福祉サービスの質の向上を図り、地域社会全体で障がいのある人やその家族を支援します。
基本方針3	健康づくりへの支援と療育・教育の充実
	健康づくりに関する施策を実施し、障がいにつながるような疾病の早期発見・重症化予防を推進し健康の維持・増進に努めます。 特別な支援を必要とする子どもが、地域で育つことは、本人の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、ノーマライゼーションの理念が育つ環境として重要です。市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校と特別支援学校や高等学校などが連携しながら、障がいの早期発見と早期療育、障がいの状況と特性に応じた個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。
基本方針4	本人の意思を尊重した社会参加の促進
	障がいのある人の自立を促進するため、障がいのある人、一人一人が、その個性を尊重されながら、地域で暮らし、地域社会に参加し、役割を果たすための支援が求められています。 障がいのある人に対する差別などに対応し、権利の擁護や利用するサービスについての情報提供、障がいのある人への理解や共感を醸成する取組が必要です。

SDGs(持続可能な開発目標)と本計画の関連性について

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

SDGsでは、17のゴールを決め、持続可能な社会の実現を目指しています。

この考え方を本計画でも、各種施策の推進をはじめ、特別なニーズに対応した教育の推進や公共道路・施設のバリアフリー化、障がい者雇用の推進など障がい児者支援に関する具体的な施策として掲げています。主に取り組むSDGsのゴールは、17のゴールのうち「3. すべての人に健康と福祉を」と「4. 質の高い教育をみんなに」「8. 働きがいも経済成長も」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」となります。

《本計画とSDGsにおける課題解決の考え方》



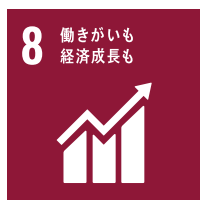
出典: 国連広報センター



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



8 働きがいも経済成長も
すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する

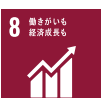


11 住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

施策体系

基本方針	基本施策	施策の方向
1 お互いが支えあう 地域共生社会の 推進	(1) 共生のまちづくりの推進  	① 啓発活動の推進 ② 地域住民との交流促進 ③ 担い手の育成とネットワーク化
	(2) 暮らしやすい生活環境の整備  	① 福祉のまちづくりの推進 ② 移動・交通対策の推進 ③ 地域の防災対策の推進 ④ 地域の防犯対策の推進 ⑤ 消費者トラブルの防止
	(1) 地域生活の支援  	① 相談支援体制の強化 ② 障がい福祉サービスの充実 ③ 地域生活支援拠点等の整備
	(2) 福祉を支える人づくり 	① 福祉の人材確保・育成
2 地域生活における 支援体制の充実	(3) 情報入手手段と意思疎通支援の推進  	① 情報入手手段の充実 ② 意思疎通支援の充実
3 健康づくりへの 支援と療育・教育の 充実	(1) 保健・医療対策の充実 	① 健康づくり・介護予防活動の充実 ② 早期発見・早期支援の推進 ③ 精神保健・医療施策の充実
	(2) 療育・教育体制の充実  	① 療育体制の充実 ② 保育・教育の充実 ③ 特別支援教育の充実
4 本人の意思を 尊重した 社会参加の促進	(1) 雇用の促進・就労支援   	① 障がい者雇用の促進 ② 就労に対する支援体制の充実 ③ 就労に関する相談支援体制の充実
	(2) 社会参加の促進  	① スポーツ・文化芸術活動などの振興 ② 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援
	(3) 障害者差別解消法及び権利擁護の推進   	① 成年後見制度の利用促進 ② 障がい者虐待防止の取組の推進 ③ 障がいを理由とする差別解消の推進

成果目標

成果目標	令和5(2023)年度目標
①施設入所者の地域生活への移行	7人
②施設入所者の削減	施設入所者数 113人
③地域生活支援拠点等の確保	面的整備として地域生活支援拠点等を1か所設定
④地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	年3回以上の検証及び機能充実に向けての検討
⑤福祉施設から一般就労への移行者	13人以上(令和元(2019)年度の1.5倍)
⑥就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者	4人以上(令和元(2019)年度の2倍)
⑦就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者	2人以上(令和元(2019)年度の2倍)
⑧就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者	7人以上(令和元(2019)年度の1.4倍)
⑨就労移行支援事業等を通じた一般就労者の就労定着支援事業利用率	2人以上(令和元(2019)年度の66.7%)
⑩就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	10割
⑪児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを1か所整備
⑫保育所等訪問支援の提供体制	保育所等訪問支援を1か所以上整備
⑬主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ2か所以上確保
⑭医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関する体制整備の協議及びコーディネーターの配置
⑮相談支援体制の充実・強化など	障がいのある人のみならず児童から高齢者まで一元的に相談支援ができる体制の構築
⑯障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などによる障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の体制構築

障がい福祉サービス等の見込量

《訪問系サービス》

※単位:1か月当たりの延べ利用時間及び利用実人数

サービス名	単位	見込量		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
居宅介護	時間	1,070	1,070	1,070
	人	100	100	100
重度訪問介護	時間	50	50	50
	人	2	2	2
行動援護	時間	200	220	240
	人	10	12	14
同行援護	時間	150	155	160
	人	16	18	20
重度障がい者等包括支援	時間	180	180	180
	人	1	1	1

《日中活動系サービス》

※単位:1か月当たりの延べ利用日数及び利用実人数

サービス名	単位	見込量		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
生活介護	人日	3,810	3,810	3,810
	人	200	200	200
自立訓練(機能訓練)	人日	25	25	25
	人	3	3	3
自立訓練(生活訓練・日中)	人日	120	120	120
	人	8	8	8
自立訓練(生活訓練・夜間)	人日	160	180	180
	人	7	8	8
就労移行支援	人日	220	220	220
	人	13	13	13
就労継続支援(A型)	人日	300	320	320
	人	18	20	20
就労継続支援(B型)	人日	3,200	3,300	3,400
	人	200	205	210
就労定着支援	人	12	13	14
療養介護	人	57	59	60
短期入所(福祉型)	人日	200	210	220
	人	20	21	22
短期入所(医療型)	人日	50	50	50
	人	6	6	6

《居住系サービス》

※単位:1か月当たりの利用実人数

サービス名	単位	見込量		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人	90	91	91
施設入所支援	人	113	113	113

《相談支援》

※単位：1か月当たりの利用実人数

サービス名	単位	見込量		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
計画相談支援	人	165	170	175
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	40	42	44

《障がい児支援》

※単位：1か月当たりの延べ利用日数及び利用実人数

サービス名	単位	見込量		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
児童発達支援	人日	200	205	210
	人	102	105	110
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	450	460	470
	人	50	52	54
保育所等訪問支援	人日	2	2	2
	人	1	1	1
障がい児相談支援	人	45	50	55
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

《地域生活支援事業》

種類	単位	見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
障がい者相談支援事業	実施見込箇所数	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	8	9	10
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間実利用者数	8	8	8
介護訓練支援用具		7	7	7
自立生活支援用具		16	16	16
在宅療養等支援用具		13	13	13
情報・意思疎通支援用具		28	28	28
排せつ管理支援用具		2,000	2,050	2,100
住宅改修費		1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		4	0	7
移動支援事業	1年当たりの延べ利用時間	4,000	4,000	4,000
	1年当たりの実利用人数	70	70	70
地域活動支援センター	実施箇所数	3	3	3
	1年当たりの実利用人数	82	82	82

《地域生活支援事業》

種類	単位	見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス事業	1年当たりの実施回数	240	245	245
	1年当たりの実利用人数	2	2	2
日中一時支援事業	1年当たりの延べ利用回数	5,350	5,400	5,450
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間実施回数	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	年間利用実人数	32	32	32
奉仕員養成研修事業(点訳・音訳・要約筆記)	年間実利用者数	10	10	10

《その他》

	単位	見込量(活動指標)		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	30	30	30
ペアレントメンターの人数	人	2	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	2	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	5	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	45	54	54
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	26	26	26
精神障がい者の共同生活援助	人	30	31	31
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0
障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	1	1	1

第五次柏崎市障がい者計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

柏崎市第6期障がい福祉計画 柏崎市第2期障がい児福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

概要版

発行年月／令和3(2021)年3月

発行／柏崎市

編集／柏崎市 福祉保健部 福祉課

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

☎(0257)-23-5111(代)
